

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

令和元年7月8日(月)午後2時10分から午後3時45分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第1, 第2裁判員等選任手続室(事務棟3階)

3 出席者

司会者 山田耕司(名古屋地方裁判所部総括裁判官)

裁判官 田邊三保子(同上)

検察官 西村恵三子(名古屋地方検察庁公判部)

弁護士 大矢麻木(愛知県弁護士会)

裁判員経験者 1番, 2番, 3番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番 8人

4 議事内容

【全般について】

(司会) 最初に, 裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象をお伺いします。1

番さんが担当した事件は, 罪名が強盗致傷で, 主な争点が共謀の範囲と量刑
でした。職務従事日数は4日でしたが, 全般的な感想や印象をお願いします。

(1番) 裁判員の通知が届いたとき, 一回くらい経験したいと思って参加しました。

裁判員になる前は, 裁判所に近付いたこともありませんでした。

(司会) 2番さんが担当した事件は, 罪名が強盗致傷で, 主な争点が暴行の態様と

量刑でした。職務従事日数は5日でしたが, 全般的な感想や印象をお願いします。

(2番) 最高裁判所から封筒が届いたときは, 何か悪いことをしたのかなと思いま

した。最高裁判所の通知から11か月は何も連絡がなかったので、いきなり事件の通知が届いたという印象でした。補充の呼出であったため選任期日の3週間前に通知が届きましたが、当初は当たらないと思っていました。裁判員裁判に参加してみて、いろんな性別や年齢や職業の方の観点から意見を聞くことができたのは良かったです。人が亡くなった事件ではありませんでしたので、心の負担は大きくはありませんでした。

(司会) 3番さんと4番さんが担当した事件は同じでした。罪名が殺人で、主な争点が被告人の行為と被害者の死亡との因果関係でした。職務従事日数は7日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(3番) 裁判員になる以前に、何回か裁判傍聴をしたことがありました。裁判員を担当した事件では、裁判長や検察官や弁護士など女性が多くて、女性の社会進出を嬉しく思いました。担当した事件の内容面では、死体を何十年もどうやって隠し通せたのかが気になっていました。

(4番) 制度に参加したことで、市民感覚を少しでも提供できたことが良かったかなと思いました。知り合いにも裁判員制度について広めたいと思いました。

(司会) 5番さんが担当した事件は、罪名が強盗致傷で、主な争点が量刑でした。職務従事日数は4日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(5番) 法律関係の職場であるため、同僚からは選ばれて羨ましいという感想がありました。裁判員制度に参加したことで、今までと考え方が変わりました。制度が10周年ということで、報道でも見聞きすることが多い中、マイナス面を報道している点が目に付きますが、経験者の生の意見もバランスよく伝えてもらいたいと思います。

(司会) 6番さんが担当した事件は、罪名は現住建造物等放火で、主な争点が建物を燃やす認識があったかなかったかという故意の有無でした。職務従事日数は7日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(6番) 忘れた頃に選任期日の通知が来ました。会社からは、当たらずに帰ってき

てねと言われていましたが補充裁判員として選任されました。刑事事件には争点があるということも知らなくて、経験したことで勉強できましたので、参加して良かったと思っています。

(司会) 7番さんが担当した事件は、罪名は強制わいせつ致傷で、主な争点が量刑でした。職務従事日数は5日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(7番) 裁判員制度自体は新聞で知っていて、機会があれば参加するべきだと考えていました。担当した事件の関係者は女性が多かったのですが、本当にランダムで選んでいるんだなと感じました。私は高齢者なので若者の意見を聞きたいと思っていましたが、性犯罪に関する考え方が違うんだなと感じました。

(司会) 8番さんが担当した事件は、罪名は傷害致死で、主な争点が量刑でした。職務従事日数は5日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(8番) 評議では自由に意見や疑問や悩みを言える環境だったと思います。

(司会) 裁判員制度全般について、改善した方が良かったことはありましたか。

(1番) 自分の参加した事件では、偶然かもしれませんが、性別や年代が少し偏っていたので、性別や年齢の人口比に合わせてまんべんなく裁判員を選ぶべきだと感じました。

(3番) 審理の内容をしっかりと理解するために、検察官や弁護人が提出する書類を事前に読む時間があれば良いなと思いました。

【裁判員制度の知名度とその向上策について】

(司会) 通知を受けたとき、やりたくないと思った方はいますか。またその理由は何ですか。

(8番) やりたくないと思いました。理由は、制度について良く知らなかったし、逆恨みされないかと不安だったからです。

(司会) 周りに相談したとき、皆さんはどのような理解をしていましたか。

(8番) 周りの人は制度をあまりよく知らない状況でした。

(司会) 裁判員を積極的にやってみたかった方はどの点に関心がありましたか。

(4番) 未知の世界なのでぜひこの機会にやってみたいと思っていました。ただ、周りに経験者がいなかったのが不安はありました。周りに話したときに、裁判員になったこと自体を言っただけではいけないのではと指摘されました。周りは守秘義務の線引きが分かっていないと感じました。中には裁判員になるためにどうやってエントリーしたら良いのかと積極的に聞いてくる人もいましたので、制度の内容が知られていないのはもったいないと思いました。

(司会) 周囲に制度の知識があった人はいましたか。

(6番) 勤めている会社内で裁判員経験者が一人いて、良い経験だったよと教えてくれました。ただ他の周りの方には、私にはいろいろ聞いてはいけないという雰囲気を持っていたと思います。

(2番) 私の職場には裁判員の特別休暇があり、また、仕事のフォロー体制もありました。ただ、裁判員になったことについて、上司には話しましたが、それ以上に自分から情報を広げるようなことはしませんでした。

(司会) 職場に戻ってからはどうでしたか。

(2番) 周りに経験者がいませんでしたので、あまり話題にもなりませんでした。

(司会) 制度について周りはどれくらい知っていると感じますか。

(5番) 守秘義務について、間違った知識を持っているなど感じました。

(司会) ここで裁判員制度の周知に関する裁判所、検察庁及び弁護士会の取組を紹介していただきます。

(裁判官) 裁判所では法廷見学に来てもらった方に制度の説明をしています。今年は制度10周年ということもあり、主に小学生や中学生に制度の説明をしました。また、大人の団体が法廷見学に来たときには、経験者に参加してもらい生の声も届けました。裁判官が出向いての出前講義も商工会議所等に行っています。

(司会) 出前講義については経験者の皆さんにも宣伝させていただいていますが、

その取組についてどう思われますか。

(1番) 出前講義は良い取組だと思いますが、人が集まらないかもしれないと考え
ると応募するのがためられる実情もあると思います。

(6番) 出前講義について、会社に相談しましたが却下されました。却下された理
由は、そもそも人を集めるのが大変であるということと、WEB会議であつ
ても人が集まりにくいのに、裁判員に当たるかどうか分からない制度のため
に人を集めることができないというものでした。

(7番) 高齢者でも読みやすいパンフレットを配ったら良いのではないかと思います
。また、70歳以上は辞退できるという制度に違和感があります。元気が
あれば高齢者の声も聴いてもらいたいと考えます。また、守秘義務が拡大解
釈されていると感じているので、守秘義務の範囲が分かるリーフレットがあ
れば良いと思います。

(3番) 周りに話したとき、日当がもらえることにびっくりしてしまいましたので、手
当が出ることを広く伝えたら良いのではないかと思います。また、高齢者ば
かりが集まっても良くないと思うので、働き盛りの人をどうやって集めるの
かということを考えることが必要だと思います。

(2番) 特別休暇を利用しましたが、家庭のことでタイミングが悪かったり、仕事
でもプロジェクトに関わっていて代わりがいなければ参加は難しくなると思
います。

(司会) 検察庁ではどのような取組をしていますか。

(検察官) 検察庁で見学を希望されたときに制度の流れを説明しています。昨年で
68件くらいでした。要請があれば検察官を派遣しての出前講義も行ってい
ます。皆さんにお聞きしたかったのですが、経験した上で、事前にこういう
ことが分かっていたら参加しやすかったなどということはありませんか。

(5番) 裁判員はあらかじめ期日が決まっていますが、例えば、事件が二者択一で
期日が選ぶことができれば参加しやすくなるかと思いました。また、一年間

の中で参加できない月だけでなく、参加しやすい月も聞いてもらえれば良いと思いました。

(6番) 日にちだけでなく、何時間なら出られますか、なども聞いてもらえれば良いと思いました

(8番) 職務従事日数が二、三日くらいなら、忙しい人でも参加できると思います。

(6番) 裁判員裁判の過去の内容を分かりやすくオープンにしてみようと、制度自体への敷居が低くなると思います。私は参加するまでは、人が亡くなった裁判のみを担当するものだと思解していました。

(司会) 弁護士会ではどのような取組をしていますか。

(弁護士) 弁護士がボランティアで小中学校に出向いて制度の講義を行っています。

また、夏休みに裁判所と検察庁と協力して模擬裁判などを行っています。

(1番) この制度は司法判断が市民感覚と違っていたという認識から始まっていたと思います。そうすると、裁判員裁判での判決は極力尊重されるべきなのに、上訴審で覆ることをニュースで見聞きすると、制度自体がこれで良いのかと疑問を感じる場合があります。

(弁護士) 今のお話を聞いて、制度趣旨は市民感覚の反映というところにあるので、制度負担への不安解消だけでなく、制度に参加する使命も広報したいと感じました。

(1番) 経験してみると分かるのですが、疲れが取れるのに一月は掛かりました。負担の大きさは経験者でないと分からないと思います。

(3番) 参加することに強制力を持たせることは難しいのでしょうか。

(司会) 義務的な面よりは参加する意義を伝えている状況です。次に、皆さんは裁判員の経験を周りにどのように話しましたか。

(8番) 親しい人にですが、公判で明らかとなっている事項を中心に、守秘義務に注意して話をしました。親しい周りに話す分には罰則規定を緩和するなどしたら良いのではないかと考えます。

(7番) 日本の裁判員裁判は、手間とお金を掛けて構成されていて、よくできた制度だと周りに伝えていきます。評議の過程についても丁寧だと感じました。

(司会) 周りに話すときに、話しにくいと感じたことはありましたか。

(3番) 公判でオープンになったことは話して良いので、たくさんの人に話しました。例えばですが、メディアにお願いして、経験者の手記を發表したら良いのではないかと思います。

(司会) 最後に制度について改善点があればお願いします。

(2番) 制度を広めるための広報活動は一般の方に届いていないと感じました。ホームページなどは自らアクセスすれば情報は取れますが、出前講義などについて、要望があれば動きますというのは受け身に聞こえました。また、法曹三者は別々に動くのではなく、合同で行えば大きな取組ができるのではと感じました。

(8番) 被告人が裁判員裁判をどう感じたかを知りたいと思いました。

(司会) これで意見交換会を終了したいと思います。ありがとうございました。